

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第11号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和43年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給地域)</p> <p>第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、<u>豊田市</u>、<u>大阪市</u>、<u>府中市</u>、<u>国立市</u>、<u>名古屋市</u>、<u>多賀城市</u>、<u>福岡市</u>、<u>仙台市</u>、<u>札幌市</u>、<u>岡山市</u>及び<u>東広島市</u>に属する地域とする。</p> <p>(支給区分)</p> <p>第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 2級地 <u>豊田市及び大阪市</u>に属する地域</p> <p>(3) 3級地 <u>府中市、国立市及び名古屋市</u>に属する地域</p> <p>(4) 5級地 <u>多賀城市及び福岡市</u>に属する地域</p> <p>(5) 6級地 <u>仙台市</u>に属する地域</p> <p>(6) 7級地 <u>札幌市、岡山市及び東広島市</u>に属する地域</p>	<p>(支給地域)</p> <p>第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、<u>大阪市</u>、<u>名古屋市</u>及び<u>福岡市</u>に属する地域とする。</p> <p>(支給区分)</p> <p>第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 2級地 <u>大阪市</u>に属する地域</p> <p>(3) 3級地 <u>名古屋市</u>に属する地域</p> <p>(4) 5級地 <u>福岡市</u>に属する地域</p> <p>(支給地域及び支給区分の特例)</p> <p>第3条の2 <u>第2条に定める支給地域以外の地域に職員が在勤する場合において、当該職員に係る地域手当の支給地域及び級地については、前2条の規定にかかわらず、一般職の国家公務員の地域手当の支給地域及び級地の例による。</u></p> <p>2 <u>第2条に定める支給地域及び前項の規定によりその例によることとされる一般職の国家公務員の地域手当の支給地域以外の地域に職員が在勤する場合において、当該地域を地域手当が支給される地域と同様に取り扱うことが適当であると人事委員会が認めるときは、当該地域ごとに人事委員会が級地を定める。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。